

2010年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

【問題】 以下の〔事例〕を読み、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

S中央警察署は、覚せい剤取締法違反（譲渡罪）の被疑者として、同種事犯の前科を有しているXの所在を捜査していたところ、平成21年7月2日午後1時ころ、S市T区所在のAホテル（全客室に、バス、洗面所及びトイレがある）の従業員Bから、Xらしき者が1204号室（建物12階）にチェックインしたとの通報があった。

同日午後4時15分、S地方裁判所裁判官から、上記覚せい剤取締法違反の被疑事実について、捜索すべき場所を上記Aホテル1204号室、差し押さえるべき物を上記被疑事実に関係する覚せい剤、覚せい剤計量器具類、覚せい剤小分け器具・袋類、被疑者使用の携帯電話、手帳・ノート類とする捜索差押許可状（以下「本件令状」という）の発付を受けたS中央警察署生活安全課のP警部補ら8名の警察官は、捜索差押えを実施するため同署を出発し、午後5時45分ころ、同ホテルに到着した。

警察官らは、Aホテルの従業員にXの在室を確認した上で、当初、Q巡査部長がホテルの従業員を装い、「シーツの交換に来ました」などと声をかけ、Xにドアを開けさせようとしたが、同人は、「そんなものは頼んでない」などと言ってドアを開けようとしなかった。そこで、P警部補らは、同ホテルの支配人に本件令状が発付されていることを説明して、マスターキーを借り受け、同日午後6時5分ころ、これを用いて解錠し、同室のドアを開けて入室した。

P警部補が、下着のまま室内のベッドに横たわっていたXに対し、「警察や、Xやろ、ガサや」と声をかけたところ、Xは、「いったい何や、わしはCや」などと答えて頭から掛け布団を被ったが、R巡査部長がそれをはがし取り、「Xやろ、すぐに起きろ」と言うと、Xは不服そうな態度を示しながらも上半身を起こしたので、P警部補は、Xに服を着させた上で、午後6時8分ころ、同人に本件令状を提示した。

その後、P警部補の指示を受け、警察官らが室内の捜索を開始したところ、被疑者使用の携帯電話、アドレス帳のほか、覚せい剤50グラムの入ったビニール袋が発見され、それぞれ差し押えられた。

Xは、同日午後6時15分、覚せい剤取締法違反（営利目的所持罪）の被疑事実で現行犯人として逮捕され、所要の捜査を経た上で、同罪により、S地方裁判所に公訴を提起された。

〔設問〕

本件公判において、Xの弁護人Dは、XがAホテル1204号室において捜索差押えを受けた際、警察官らは、Xに対し来意を告げ、入室前に本件令状を提示すべきであるにもかかわらず、まずその身分と目的を偽ることによって室内への立入りを試み、これに失敗しても、なお来意を告げることなく、マスターキーを用いて、Xによる任意の解錠の機会を奪う形で室内に立ち入り、その後ようやく本件令状を提示したものであるから、本件捜索差押えの手続には違法がある旨主張している。

Xの弁護人Dの上記主張の当否について論じなさい。